

# 負の所得税：I. 理論的研究

高 山 憲 之

武藏大学論集第二十六巻第一号抜刷

昭 和 五 十 三 年 五 月

# 負の所得税：I. 理論的研究

高山憲之

## 1はじめに

福祉財政の見直しおよびその効率化の必要性が高まっている今日、社会保障制度の体系化・再編は急務のひとつとなっている。社会保障制度は最低所得の保障、所得の安定および公衆衛生の確保・維持の三つを目的としている。本稿では、このうち最低所得の保障を目的としている各種制度をとりあげ、それらの再検討を試みる過程で制度再編の方向をさぐることにしたい。

最低所得の保障を目的とする制度には生活保護制度をはじめとして最低賃金制、児童手当制、（税制における）基礎控除・配偶者控除・扶養控除などの制度がある。

まず生活保護制度をみてみよう。この制度は最低所得の保障という機能を首尾よく果しているだろうか。答は否である。すなわち行政当局がみずから設定した貧乏線（生活保護基準）以下に所得が落ち込んでも生活保護を受けていない、あるいは受けようとしない者はかなりの数に達している。ちなみに厚生省統計によれば、貧困者であると推定された者のうち生活保護の適用を受けている者は20パーセント前後にすぎない<sup>1)</sup>。このようなカバレッジでは生活保護制度がその本来の機能を首尾よく果しているとはとうてい言えない。カバレッジが著しく低いのは、制度にぬきがたくまとわりついている落伍者としての烙印が作用していることに主として原因がある。この烙印は、制度がいわばソフト

<sup>1)</sup> 本稿および続稿「負の所得税：II. 実証的研究」（『武藏大学論集』近刊）の基礎となった研究に対して文部省（科学研究費補助金、昭和52年度）・日本経済研究奨励財団・東京経済研究センターより資金援助をうけた。記して謝意を表したい。なお本稿第2、第3節は高山[10]の改訂版である。

にできていないために公権力によって貧困者のプライバシーが犯され易いことと決して無縁ではない。実際、親族調査・資産処分・耐久消費財の保有制限・高等教育過程への進学制限など貧困者の私的生活の中まで入り込んだ諸々の干渉が行政当局によって進められている（このような干渉にはきわめて熱心な行政当局もこと制度の PR という点ではあまり積極的でない）。なお最低所得の保障と直結している生活扶助費用は生活保護予算の 3 分の 1 にとどまり、医療扶助が 6 割を超えており、これが最近の傾向である。つまり生活保護制度は最低所得の保障手段としてよりもむしろひとつの医療保険として機能している側面がかなり濃厚である。

次に最低賃金制度をみてみよう。この制度は労働者に最低所得を保障する役割を負っているといわれている。しかし法定の最低賃金率が市場賃金率を上回る水準に設定されると、低賃金労働者はかえって職を奪われてしまうおそれがある。現に法定賃金率を大幅に下回る賃金しか得られない職がないわけではない。内職のほとんどはその例であろう。内職という場合、止むに止められない事情であるにしても他人から強制されて労働についているわけではかならずしもない。低賃金を了承した上で自発的な内職が少くないのである。このような者に対しても最低賃金法を厳格に適用することになれば彼等は結果的に職を奪われ、生活に窮ることになる。他方、法定の最低賃金率が市場賃金率よりも低く決められるのであれば、わざわざ法律で定めることなど不要であ

1) 保護なり給付が必要であるにもかかわらずそれを受けていない世帯員数は少なくとも保護者数の約 3 倍になっていると推測できる。ここに示す表は『厚生省報告例』にある低消費水準世帯員数 (A) を用いて保護者数 (B) のカバレッジを算定したものである。なお統計数字 (A) は昭和 40 年を最後に以後発表されていない。

年 度	A	B	B/(A+B)	年 度	A	B	B/(A+B)
昭和 30	999 万人	193 万人	16.2%	昭和 36	498 万人	164 万人	24.8%
31	980	178	15.4	37	505	167	24.9
32	851	162	16.0	38	511	175	25.5
33	742	163	18.0	39	460	168	26.8
34	685	167	19.6	40	478	160	25.1
35	667	163	19.6				

る。したがって最低賃金法に最低所得の保障という役割を期待しても、それはもともと無理な相談である。

児童手当制度は「貧乏人の子沢山」という現実を背景にしてイギリスをはじめとする各国で導入された。日本においては第3子から適用されるようになっている。しかし第1子・第2子であってもその子をかかえる世帯の所得がすべて高いわけではない。また高所得階層に属している世帯においても多子世帯が少なからずみうけられる（高山[11]参照）。すなわち「貧乏人の子沢山」というのはかならずしも日本の現実とはなっていない。したがって現行の児童手当制度が貧困家庭への所得補助という機能を首尾よく果しているとは言いがたい。なお児童扶養手当（母子世帯の児童に対する給付金）および特別児童扶養手当（心身障害児に対する給付金）は支給対象を特定の者に限定しており、最低所得の保障というより付加給付という側面が濃厚である。

ところで所得税・市町村民税には基礎控除・配偶者控除・扶養控除の規定が設けられている。しかしこの規定を実際に享受しているのは課税最低限以上の所得を稼得する中・高所得階層である。低所得階層こそが扶養手当の必要性を最も痛切に感じており、またみずから基礎的な生活資金を欲していると考えられる。それにもかかわらず彼等には税法上の控除規定は不十分にしか活用されていない。

以上のように現行の制度は、最低所得の保障という点できわめて不十分かつ不適切なものばかりである。現行制度にみられる欠陥はではどのようにして克服できるのだろうか。以下では最低所得の保障手段として最近注目を集めている負の所得税（negative income tax または tax and credit）を念頭に置きながら、最低所得を保障するにはどのような制度的枠組が必要となるか、またどのような制度が望ましいかを経済理論の立場から検討してみたい。

考察の順序は以下の通りである。まず最低所得を保障するとそれはいわゆる怠け者を助長し、勤労する意欲を社会全体として減退させてしまうことになりはしないかという危惧が根強く存在する。この危惧に対して経済学の立場から分析を試みたのが第2節である。最低所得の保障といつてもそのやり方には

上述のようにいろいろなものが考えられる。制度の具体的な内容が異なればそれが労働意欲に及ぼす効果も異なってくると予想される。労働意欲をできるだけ高めるには制度内容をどのように工夫したらよいかを考察するのである。また労働意欲ばかりでなく労働者の効用水準にも言及したい。経済政策的には労働意欲という一側面だけでなく、労働者の余暇活動をも考慮に入れた効用水準こそが重要であるからである。

最低所得の保障は所得再分配という側面をもっている。いわばパイの切り方を変えるという作用を有している。パイの切り方を変えることでパイそのものの大きさを左右することにはならないか、またかりに左右するとしたらパイは大きくなるのかそれとも小さくなるのか、という問題を第3節で解明する。このことは他面において最低所得の保障財源（トランクスファー・タックス）の帰着（incidence）問題を論じることを意味している。

最低所得の保障財源を何に求めたらよいかを社会厚生関数との関連で究明したのが第4節である。そこでは第3節で得られた結論の再吟味を行っている。

第5節で結論を要約し、さらに最低所得の保障との関連で残された問題に言及している。とくにインフレーションとの関連および現物給付か現金給付かという問題の重要性を示唆したい。

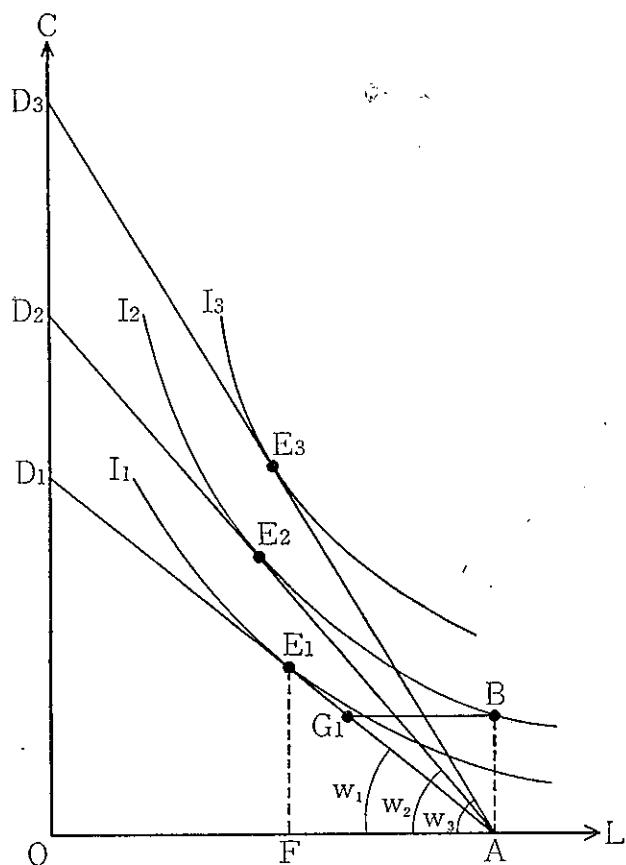
## 2 労 働 意 欲

最低所得を保障する場合、労働意欲を消失させずにむしろそれをできるかぎり刺激するには制度内容にどのような工夫をこらせばよいのだろうか。また負の所得税はこの点でどのように評価されるのだろうか、以下ではまず主体的均衡理論に沿って生活保護法のもとでの所得保障と負の所得税とを労働意欲との関連で比較検討することにしたい。ところで労働意欲を刺激するにはより直接的な賃金補助という方法もある。これによる方が負の所得税よりも効果は大きくなるのではないかと予想する者もいよう。したがって賃金補助と負の所得税（より厳密にはその一部である基礎給付金）との比較にも興味が寄せられる。したがってこの比較も同時に行うことにしたい。

## 2.1 生活保護

生活保護法のもとでは差額支給が原則となっている。すなわち最低所得水準に達しない者に対してそれに満たない分だけの所得を保障する（「収入充当」という）というのである。このような制度においては低所得者の労働意欲は完全に消失してしまう。この点を図解してみよう。

第1図をみられたい。横軸方向に1日あたりの余暇水準（L）を時間単位で測り、縦軸方向には1日あたりの消費水準（C）を測るとしよう（以下第3図まで同様である）。横軸上のA点は余暇活動に1日のすべて（24時間）を費し、また消費水準はゼロであるという組み合せを意味している。A点から左方向（原点Oへの方向）への距離は労働に投入する時間を表わしている。ある個人の賃金率（消費財単位で換算された1時間あたりの賃金）がたとえば $w_1$ であるとすると、その者の予算線は最低所得の保障がない場合 $AD_1$ で与えられる。すなわちその者がたとえば（OA—OF）時間働くと賃金所得は消費財で測って



第1図 生活保護法下の最適消費計画

$E_1F$  となる。 $OD_1$  は 24 時間分の賃金所得に相当している。なお予算線の傾斜が急になれば急になるほど時給水準は高くなっている。また原点に対して凸に描かれている  $I_i$  ( $i=1, 2, 3$ ) 線は効用無差別曲線を表わしている。それが原点から遠ざかるほど効用は大きくなる。

予算線が  $AD_1$  の個人を例にとろう。その者の最適消費計画（効用最大化を実現する消費計画）は生活保護制度が存在しない場合、 $E_1$  点に決まる。すなわち労働サービスを  $(OA-OF)$  時間供給し  $E_1F$  の賃金所得を得て、それを消費にあてるうことになる。この個人は生活保護制度が導入されるとどのような決定をするのだろうか。最低保障所得が（消費財で測って） $AB$  で与えられたとしよう。このとき賃金率が  $w_1$  である個人の予算線は  $BG_1D_1$  に変更される。最適消費計画は  $E_1$  点から  $B$  点に変わる。すなわち生活保護制度が導入されるとこの者は労働供給を全くしなくなってしまう。

ただし労働サービスの供給をすべてやめてしまう者は賃金率が低い者に限られる。たとえば賃金率が  $w_3$  に等しい者は生活保護制度があってもなくても  $E_3$  点を選択し、労働供給意欲は生活保護制度に左右されない。労働サービスの供給をやめてしまうのは第 1 図で賃金率が  $w_2$  以下の者に限定される<sup>2)</sup>。

生活保護制度の導入によって低賃金労働者の労働意欲が消失するというの以上にみたとおりである。彼等に対して通常「怠け者」という痛罵があびせられる。しかし低賃金労働者が生来怠け者であるという論難は当を得ていない。制度が彼等をそうさせたのであって、制度さえ変えれば低所得者も喜んで働くようになり得るのである。この点は以下で明らかにするつもりである。

生活保護制度が「怠け者」をつくり出すということを根拠に、ではそのような制度はむしろあるよりない方がましだと言えるだろうか。答は否である。第 1 図をみれば明らかなように生活保護制度の導入によって低賃金労働者は労働

2) 日本の生活保護法の場合、働いている者がいない世帯は保護世帯の 8 割弱に達している（昭和 51 年度で 77.9 パーセントである。『国民の福祉の動向』厚生の指標・臨時増刊号各年版参照）。もっともその内容をよくみると、傷病・障害による保護世帯（5 割弱）および高齢者世帯（3 分の 1）がそれに相当すると考えられるので、労働意欲を論じることにあまり意味はないかも知れない。

サービスの供給を全然しなくなるにもかかわらず、彼等の効用は  $I_1$  から  $I_2$  へとレベルアップすることになる。つまり低賃金労働者の場合働くことで生活保護法の適用をうけた方がかえって効用水準は高くなる。生活保護制度の適用をうける人々の余暇活動をプラスに評価するかぎり、社会全体としての経済厚生はそのような制度の導入によって増大することになる（ただし社会全体の経済厚生は個々の経済主体の効用——主体間で差異はないと仮定している——の総和で表わすことができるとここでは考えている）。すなわち一部の人々の労働意欲を消失させるからというだけで生活保護制度を論難するわけにはいかない。

差額支給方式は労働意欲を減退させるという点で確かに問題を残している。つまり勤労所得を得ようとしてもそれが最低保障所得以下にとどまるかぎり限界税率 100 パーセントで課税されてしまい、収入充当額がその分だけ減額されてしまうからである。最近になってこの点を意識したのか、収入認定に際して勤労控除額を引き上げる形で労働意欲を刺激しようとする努力が見受けられる。しかし勤労控除は定額であるため、その額を上回ってしまえば限界税率 100 パーセントが適用されることに変わりはない<sup>3)</sup>。

## 2.2 負の所得税

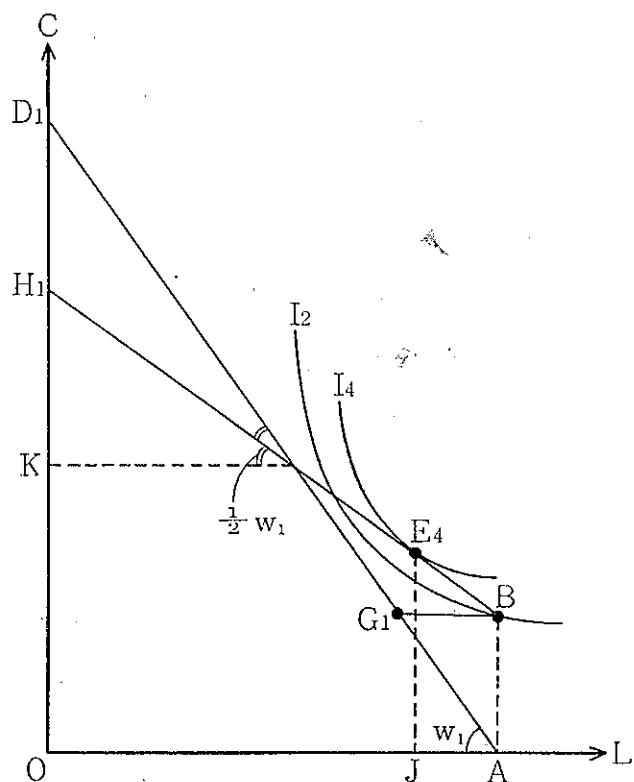
負の所得税という構想は生活保護制度に代表される公的扶助の欠陥（労働意欲を喪失させてしまう作用）を克服するための方策として提起されたといつても過言ではない。以下この点を調べることにしよう。

負の所得税とは、（世帯規模の大小によって額の異なる）定額の基礎給付金制度と所得税制度（ただし基礎控除・配偶者控除・扶養控除の三つをとり除いたもの）を一つのセットに組み合わせたものである。すなわち所得がゼロであってもそれを申告すれば国税庁から基礎給付金が支給される。また稼得所得が多少ある場合にはその稼得所得に対して 100 パーセントより小さい限界税率

3) 現行の生活保護制度においては勤労に伴なう必要経費として基礎控除・特別控除・新規就労控除・未成年者控除・その他、の 5 つが規定されている。

(たとえば 50 パーセント) が適用されて (計算上) 所得税を支払うことになる。しかしその税額が基礎給付金の額を下回れば、その者はその差額を純給付金として国税庁から支給される。つまり現行所得税において課税最低限以下の者は所得税を支払わないものの、国税庁からはびた一銭たりとも支給をうけない。このような事情は負の所得税の導入によって改められ、所得税を支払わない者は稼得所得の大小に応じた形でいかほどの純給付を受けることになる<sup>4)</sup>。

生活保護法のもとで労働意欲を喪失した者は負の所得税に制度が改められる



第2図 負の所得税のもとにおける最適消費計画

4) ここで紹介した負の所得税はいわゆるトービン型と呼ばれているものである(文献 [13], [15] 参照)。いま基礎給付金の額を  $A$  で表わし、また所得を  $Y$ 、限界税率(ただし簡単化のために一定不变と仮定する)を  $t$  とそれぞれ書くと、純給付金は  $(A-tY)$  で示される。この額がマイナスになるとその者は税務当局に所得税を実質的にも納めることになる。つまり  $A=tY$  となる所得水準が実質的な課税最低限となる。したがって基礎給付金の額および限界税率が決まれば課税最低限は自動的に算出され、後者は前二者から独立とはなっていない。なお第2図において課税最低限はOKで表わされている。

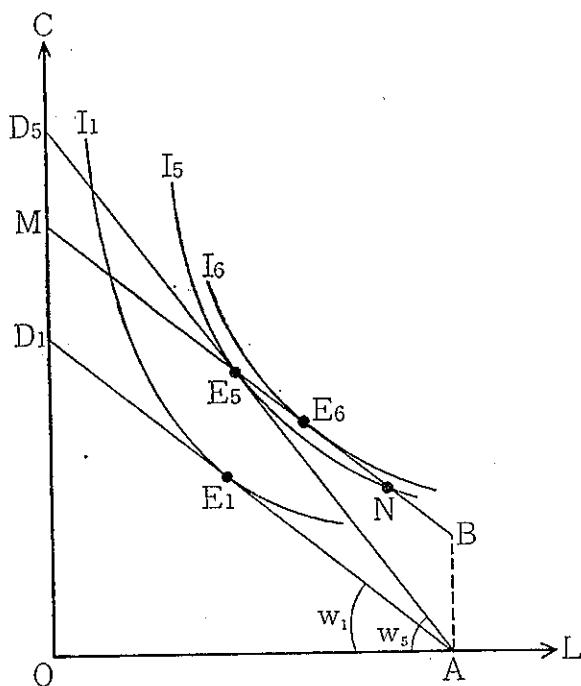
と労働意欲を再びとりもどすことになる。第2図をみられたい。この図は第1図と基本的に同じものである。ただし最低保障所得ABは負の所得税の場合、基礎給付金と呼ばれる。限界税率が50パーセントであると仮定すると、賃金率が  $w_1$  で与えられる者の予算線は  $BH_1$  に変わる。このとき効用を最大化する消費計画は  $E_4$  点に決まる。すなわち生活保護法のもとではB点を選択して労働供給をまったくやめてしまった者も、負の所得税が導入されるとJAだけの時間を労働供給にあてるようになる。このように低賃金労働者の労働意欲は制度の具体的な内容に大きく左右されるのであって、彼等が生まれつき怠惰なわけでは決してない。

注意を促したい点がもう一つある。それは、負の所得税の方が生活保護法よりも低賃金労働者の効用を高める機能を有しているという点である。第2図から明らかなように  $E_4$  点に示される効用水準  $I_4$  は B 点の効用水準  $I_2$  より高い。したがって経済政策の観点からは、負の所得税の方が生活保護法よりも優れていると言える。

以上にみたように、負の所得税は低賃金労働者の労働意欲をかきたて、同時に彼等の効用を一層高める作用をもっている。この2点において（すなわち経済効率を高めるという意味において）負の所得税は生活保護法より優れた制度である。

### 2.3 賃 金 補 助

賃金に対する補助金 (wage subsidy) によって労働意欲は大きく刺激されることになるだろうか。第3図はこの点を調べるために描かれている。賃金補助前後の予算線を  $AD_1$ ,  $AD_5$  で表わし、その傾き  $w_1$ ,  $w_5$  の間には  $w_5 = (1+s)w_1$  という関係があると想定しよう。すなわち賃金補助は賃金率に対して (100s パーセントの) 比例的な付加給付という形で与えられると考える。このような賃金補助が労働供給に及ぼす作用は二通りある。まず所得効果と呼ばれるものから説明しよう。賃金補助は賃金率の上昇を意味し、それは賃金所得の増大につながっている。所得が増大すると余暇の水準も下級財 (inferior goods) でない



第3図 賃金補助および一律給付

かぎり増大する。換言すれば賃金補助によって労働供給は減少する。もう一つの代替効果はどうなるのであろうか。賃金補助は労働サービスの代価を上昇させる。そのために余暇の消費財に対する相対価格も上昇することになるので、余暇に対する需要は減少する。すなわち労働サービスの供給時間は増大することになる。

このように所得効果と代替効果は正反対に作用するので、賃金補助政策の労働供給に及ぼす影響は一意的 (unique) に定まらない。それは効用関数の具体的な型 (特定化) に依存している。コップニダグラス型の効用関数  $U$  を想定すると、賃金補助の有無にかかわらず労働供給量は一定不変に維持される<sup>5)</sup>。つまり労働意欲を高めようと思って賃金補助政策を採用してもうまくいかない場合がある。所得効果がかなり大きい場合、賃金補助によって労働意欲を増進させることはほとんど不可能となる。

賃金補助制度はしかし労働者の効用を高める機能を備えている、第3図から

5)  $pC = (1+s)w(24-L)$  という条件 (予算制約式) のもとで  $U = C^{1/2}L^{1/2}$  を最大にする  $L$  は 12 と計算される。つまりこのような効用関数  $U$  (コップニダグラス型と呼ばれ、ベキ指数の和が 1 に等しい) の場合、労働時間 ( $24-L$ ) は賃金補助政策  $s$  から独立となっている。なお  $p$  は消費財の価格を表わしている。Diamond [4] 参照。

明らかのように賃金補助の結果として労働者の効用は  $I_1$  から  $I_5$  へ増大する。このかぎりで賃金補助制度は一応好ましいパフォーマンスを示す。もっとも他に無視しえない弱点がある。賃金に対する補助金は財貨・サービスの相対価格を直接操作することを意味している。かりに賃金補助をする前の資源配分が最適であったとすれば、その最適条件は賃金補助政策によって攪乱されることになる。すなわち賃金補助というものは「負の賃金税」に相当するので、賃金税の有する間接税的性格を免れることができない。つまり賃金補助政策は間接税に特有の資源配分上の浪費を招くことになる。

資源配分上の最適条件を攪乱しないのは一括固定額給付 (a lump sum subsidy) という性格をもつ一律給付金 (poll subsidy) である。その一例として負の所得税における基礎給付金を挙げることができよう。第3図において賃金補助額(消費財で測って A B または)  $MD_1$  に等しい所得を労働供給のいかんを問わず一律に給付すると想定しよう。このとき予算線は BM で与えられ、最適消費計画は  $E_6$  点に決まる。すなわち余暇が下級財でないかぎり労働サービスの供給量は給付前より減少してしまうものの、労働者の効用は  $I_6$  へとレベルアップする。この効用水準は賃金補助制度のもとにおける水準  $E_5$  より必ず高くなっている<sup>6)</sup>。したがって賃金補助制度よりも一律給付金制度の方が経済政策的には望ましい。この点は、財政学において「間接税よりも直接税の方が租税負担者にとって犠牲が少ない」といわれている内容を丁度裏返しにしたものである<sup>7)</sup>。

6) かりに  $E_6$  点が  $E_5$  点の左側 (ただし線分BM上) に位置していると想定しよう。そうすると無差別曲線  $I_6$  は  $I_5$  とかならず交わってしまう。無差別曲線は原点に対して凸にならなければならないからである (なお  $E_5$  および  $E_6$  は接点である)。無差別曲線はたがいに交わらない性質をもっているので、上述の仮定はこの性質を矛盾する。同様にして  $E_6$  点が N 点の左側に位置しなければならないことも証明できる。したがって  $E_6$  点は  $E_5$  点の右上方に位置することになる。

7) Little [8] をみよ。なおここで直接税とは、「人々の経済上の意思決定を規定している限界条件に直接的な影響を及ぼさず、したがって資源配分には直接的になんらの影響も生じない租税」(文献[5] 136頁より引用)を指している。一律給付金の場合、所得効果のみが生じ、代替効果はまったく作用しない。

以上の方析から、労働意欲をできるかぎり発揚し同時に低所得者の効用をできるかぎり高める作用をもつ最低所得保障制度は負の所得税に求められることがおわかりいただけたと思う。資源配分上の効率を高めるためには生活保護制度や賃金補助制度より負の所得税の方が望ましい。

### 3 国民所得水準との関連

#### 3.1 所得再分配乗数

前節では最低所得を保障するのに必要な財源をどうやって調達するかについて議論をしなかった。ここでこの財源問題をとりあげることにしよう。とくに財源調達の方法いかんによって経済全体としての活動水準が受ける影響も大きく異なるのではないかと予想されるので、その具体的な相を詳しく知りたい。

以下では分析を簡単化するために2人（あるいは2階層）1財モデルを想定する。また経済はいわゆるケインズ的状況が支配していると前提したい。すなわち不完全雇用および一定不変の財価格を仮定する。さらに消費者選好がたがいに独立であることおよび最低所得を保障しても限界消費性向は変わらないことも仮定として加えたい。なお経済は貿易のない閉鎖経済に限定する。

消費（C）は所得（Y）のみに依存すると考え、

$$C_i = C_i(Y_i), \quad i=1, 2 \quad (1)$$

と書こう。下ツキ（suffix）の*i*は第*i*番目の個人を表わしている。国民所得をYと表わし、また第*i*番目の個人の分配所得の分け前を*a<sub>i</sub>*と書くと（1）式は次のようになる。

$$C_i = C_i(a_i Y), \quad i=1, 2 \quad (2)$$

$$a_1 + a_2 = 1 \quad (3)$$

このとき財市場の需給均衡式は政府活動がない場合、

$$Y = C_1(a_1 Y) + C_2(a_2 Y) + I \quad (4)$$

で与えられる。ここでIは所得水準から独立な投資の額を示している。

さて第2番目の個人から第1番目の個人へ所得を移転する政策が導入されたとしよう。このとき所得移転によって国民所得はどう変化するのだろうか。こ

れを調べるためには(4)式を

$$Y = C_1(a_1 Y; T) + C_2(a_2 Y; T) + \bar{I} \quad (5)$$

と変形し、この式を  $T$  (所得移転額) について全微分すればよい。計算の結果は次のとおりである (ただし  $da_1 = -da_2 = (1/Y)dT$  である)。

$$dY = \frac{c_1 - c_2}{1 - c} dT \quad (6)$$

ここで  $c_i, c$  はそれぞれ第  $i$  番目の個人の限界消費性向、社会全体としての限界消費性向を表わしている。

$$c = a_1 c_1 + a_2 c_2 \quad (7)$$

(6) 式右辺における  $dT$  の係数  $(c_1 - c_2)/(c_i - c)$  を「所得再分配乗数」と呼ぼう。この係数をわざわざ「乗数」と名づけたのは、それが所得再分配による国民所得水準の変化の程度を示しているからである。

最低所得の保障を問題にしているのだから所得移転をうける第1番目の個人は貧者であると考えることにしよう。移転所得の拠出者である第2番目の個人はしたがって非貧者である。この個人を「富者」と呼ぶことにする。ところで貧者の限界消費性向は富者のそれより大きいのが一般である<sup>8)</sup>。すなわち、

$$1 \geq c_2 > c_1 > 0, \quad 1 > c > 0 \quad (8)$$

と想定できよう。このとき所得再分配乗数は正になる。つまり

$$dY/dT > 0 \quad (9)$$

となる。また(8)式より  $c_1 - c_2 < 1$  という関係を導びき出すことができる

$$\frac{c_1 - c_2}{1 - c} < \frac{1}{1 - c} \quad (= \text{投資乗数}) \quad (10)$$

となることも証明できる。(9)(10)式を命題としてまとめておこう。

[命題 1] 富者から貧者への所得移転は一般に国民所得の増大を (したがつ

8) プラインダー [2] は、最適な生涯消費計画モデルにおいて将来世代へ遺産 (bequests) を残すことが奢侈品 (luxury) 購入と同じであれば、本文で述べた傾向が消費者の最適消費行動を通じて導出されることを証明した。また上述の条件が満たされているとき命題1 (後述) が動学的にも成立することを明らかにした。

てまた雇用量の拡大を) もたらす。ただしその増大率を表わす所得再分配乗数は投資乗数よりも小さい。

命題1をかみくだいて言えば次のようになろう。すなわちパイの切り方をパイのもともと少なかった個人に多目に変えることによってパイそのものの大きさを増大させることができる。つまり最低所得の保障を目的とした所得再分配政策はその所要財源を富者に求めるこことによって国民所得の増大（資源配分上の効率を高めること）という目的をも同時に達成できるというのである。このような帰結が導びかれるのは、再分配によって社会全体としての消費性向が高められ（消費が刺激され）、有効需要が拡大されるからにほかならない<sup>9)</sup>。

負の所得税の場合、最低所得の保障に必要な財源は課税最低限以上の者（より実質的には高額所得者）が拠出することになるので、命題1がそのままあてはまる。生活保護法の場合はその費用を国8割地方2割という形で負担している。すなわち所得税（および相続税・贈与税）ばかりでなく法人税・物品税・人頭税（市町村民税の均等割部分）・固定資産税などによって財源調達がなされている。このような税はかならずしも富者（高額所得者）だけに賦課されているわけではない。低所得者にもおしなべて賦課されているものが少なくない。この場合、所得再分配乗数がたとえプラスになってもそれが大きくなるかどうかは疑問である。なお財政を通さない親族相互間の扶養という形で最低所得が保障される場合もある。現に日本の生活保護法には親族扶養義務を優先する旨の条項が入っている。「貧困者は概ね貧困」であると考えられるので、この場合には所得再分配乗数はゼロになろう<sup>10)</sup>。要するに国民所得水準をできるかぎり高める作用をもつような最低所得の保障手段も負の所得税に求められ、

9) 命題1は消費者選好が相互に依存する場合にはかならずしも成立しない。詳しくはジョンソン〔6〕を参照されたい。

10) 親族扶養義務優先条項は朝日茂氏の「人間裁判」のキッカケをつくったものであり、当時その問題点（トボシキヲワカツことを強制するという意味で貧者に私的高負担を強いている）が大きくクローズアップされた。最近における親族調査はごく形式的なもので、この優先条項はあまり機能していないといわれている。

生活保護制度はこの点においても負の所得税より劣っている。

### 3.2 トランスファー・タックスの帰着

以上の分析から、最低所得の保障を負の所得税をとうして行うとそれは国民所得水準を増大させるためにも望ましいことが判明した。つぎに所得移転によって各個人の所得がどのように変化するかを調べてみよう。ここでの関心は保障所得の拠出者である富者の最終的所得がどうなるかにある。

(3) (6) (7) (8) 式を用いて計算すると次のような結果を導びくことができる。

$$dY_1 = Yda_1 + a_1 dY = \frac{1-c_2}{1-c} dT > 0 \quad (11)$$

$$dY_2 = Yda_2 + a_2 dY = \frac{c_1 - 1}{1-c} dT \leq 0 \quad (12)$$

ここで  $da_1 = -da_2 = (1/Y)dT$  である。最低所得を保障される者（貧者）は再分配の結果として当然のことながらその所得が増大している。これは (11) 式より明らかである。他方、移転所得の拠出者（富者）は再分配の結果として所得を拠出前より増大させえない。むしろ移転所得の拠出によって富者の所得は最終的には減少する。これが一般的結果である。ただし富者の所得が減少するといっても、移転所得の拠出分がそのままそっくり減少するわけではない。(12)式において  $Yda_2$  は移転所得の拠出による所得の減少を示している。この額に  $a_2 dY$  を加算したものが拠出者の最終的な所得（の変化分、 $dY_2$ ）となっている。すなわち再分配によって増大した国民所得の一部が移転所得の拠出者にも還元されるわけである。つまりトランスファー・タックスはそのままそっくりその支払者に帰着しない。ポーラー・ケースとして限界消費性向が 1 になっている者だけに最低所得を保障する場合を想定すると、移転所得の拠出者は移転前の所得と同水準の所得を最終的に手にすることになる。つまりその場合トランスファー・タックスの拠出者への帰着分はゼロとなる。

[命題 2] 富者が拠出するトランスファー・タックスの負担はそのまま富者

に帰着せず、帰着分は負担分よりかならず少ない。最低所得を限界消費性向が1に等しい者だけに保障する場合その保障所得を負担した者の帰着分はゼロとなる<sup>11)</sup>。

#### 4 分配の公正

最低所得の保障財源を富者が負担するという原則は分配の公正という観点からも支持される。以下この点を論述してみよう。

##### 4.1 ローレンツ曲線による判定

税制の所得再分配機能が問題になったとしよう。このとき課税前後のローレンツ曲線を比較するというスタイルでこの問題を論じる者が少なくない。一体ローレンツ曲線によって分配の公正という側面を語ることにはどのような意味があるのであろうか。

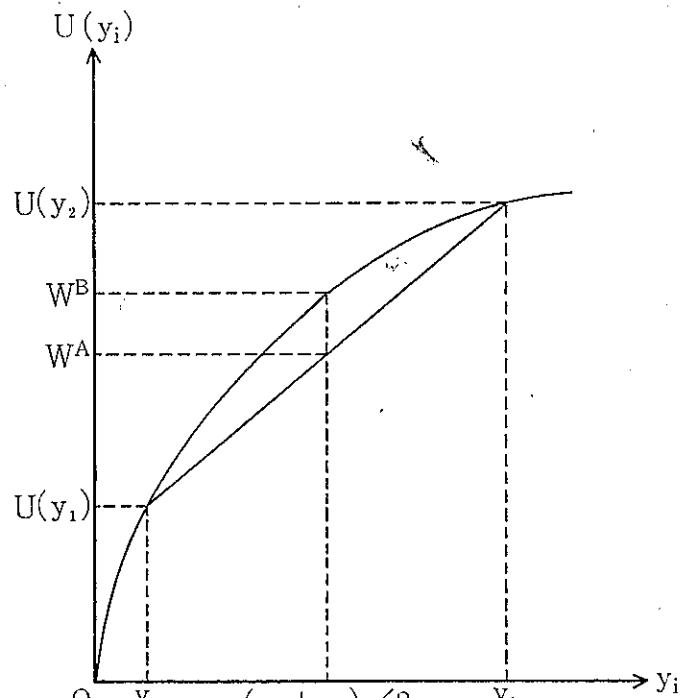
ローレンツ曲線とは、所得の少ない者から順に並べたときに計算される累積所得比率を累積人員比率と関係づけたものである。通常の場合、縦軸方向に累積所得比率が測られ、横軸方向に累積人員比率が測られる。ローレンツ曲線は点(0, 0)および点(1, 1)を通り、一般に下方に凸の曲線となる。たがいに交叉しない二つのローレンツ曲線が与えられているとき、内側に位置しているローレンツ曲線を外側のそれより平等である（あるいは再分配効果が大きい）と判定する。この判定を  $R_L$  と呼ぼう。

アトキンソン[1]は判定  $R_L$  の社会厚生関数論的基礎を提供している。すなわち彼は、危険回避の理論を不平等回避の問題に読み替える形で社会厚生関数による判定  $R_W$  が判定  $R_L$  と同等 (equivalent) であることを証明した。ここで社会厚生Wは

$$W(y) = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n U(y_i) : U' > 0, U'' < 0 \quad (13)$$

11) (11) (12) 式をみれば明らかのように  $dY_i$  は  $a_i$  から独立となっている。もっとも移転所得の拠出・受取に無関係な第3者が存在するとき  $dY_i$  はもはや  $a_i$  から独立でなくなる。

と定義されており、それは所得の評価関数  $U(y_i)$  の総和（より正確には加重平均）で表わされている（ただし社会は  $n$  人で構成されていると想定する）。判定  $R_w$  は、より大きい（小さくない） $W$  を与える所得分布  $y$  がより小さい  $W$  を与える所得分布よりも分配の公正という観点から望ましいと判断することを意味している。それは関数  $U(y_i)$  が(13)式で条件づけられているように、厳密な意味で凹となっているからにほかならない。この条件が満たされているとき、所得水準  $y_1, y_2$  に対応する社会厚生の加重平均： $W^A = \{U(y_1) + U(y_2)\}/2$  は所得の加重平均に対応する社会厚生： $W^B = U\{(y_1 + y_2)/2\}$  より小となる（第4図をみよ）。すなわち厳密な意味での凹性という条件は所得の平等化に高い評価を与えることを意味しているのである<sup>12)</sup>。



第4図 平等選好的な社会厚生関数

12) アトキンソンの主張はその後つぎのように一般化された。(13)式で示されている社会厚生関数を

$$W(y) = H(y_1, y_2, \dots, y_n)$$

と変換すると、関数  $H$  は非個人主義的（任意の個人  $i$  に対する評価が他のすべての個人の所得水準から独立しているという前提をかならずしも置いていない）かつ非加法的な一般的定式となっている。この関数  $H$  が対称かつ厳密な意味で準凹でありさえすれば、関数  $H$  による判定  $R_H$  はローレンツ曲線による判定  $R_L$  と同等になる（詳しい証明は文献 [3] にある）。

ローレンツ曲線による判定はまた逆進的移転とも関連をもっている。ここで逆進的移転とは、任意に選び出された2人のうち所得の低い（高くない）者から所得の高い（低くない）者へ一定額（ただし正）の所得を移転することをいう。このような逆進的移転を有限回繰り返えして得られた分布と比較すればもともとの分布の方がより平等といえる。この判定を  $R_T$  と呼ぼう。ローレンツ曲線による判定  $R_L$  が実のところ判定  $R_T$  と同等になることも知られている（詳しくは文献[9]をみよ）。

以上にみたようにローレンツ曲線による判定は平等主義的色彩がきわめて濃厚である。この意味においてそれは分配の公正という側面をかなりの程度まで取り込んでいると考えることができよう<sup>13)</sup>。

なお平均所得  $\mu$  の異なる二つの分布を比較するには(13)式に示されている評価関数  $U(y_i)$  を  $U(y_i/\mu)$  と置きかえればよい。そのようにした場合にもローレンツ曲線による判定が社会厚生関数論基礎をもつことは自明である。

#### 4.2 所得再分配効果

所得再分配効果をできるかぎり大きくする制度、換言すれば分配の公正を実現するのに最も有力な制度は何に求めることができるだろうか。ここではローレンツ曲線の比較を通じてこの点を究明しよう。

累進税は一般に平均税率が所得の増加関数になっている租税のことを指す。すなわち租税関数を  $T(y_i)$  と表わすとき、

$$d\{T(y_i)/y_i\}/dy_i > 0 \quad (14)$$

であればそれは累進税率を採用していることになる。(14)式を計算してみよう。 $y_i^2$  は正（ただし  $y_i > 0$ ）だから、 $\{T'(y_i)y_i - T(y_i)\}$  が正という条件を(14)式は意味している。つまり租税の所得弾力性<sup>14)</sup>について

$$\eta = \frac{dT(y_i)}{T(y_i)} / \frac{dy_i}{y_i} > 1 \quad (15)$$

13) 判定  $R_L$  は垂直的公平性（分配の公正の一要素）を考慮しているが水平的なそれは捨象している。また完全平等は比較単位の調整をしないかぎり悪平等を意味し、かならずしも分配の公正を意味しない。判定  $R_L$  は完全平等を最善としているが、政策的には現実を限界的に多少でも平等化した方が望ましいという判断を示していると考えてよい。

という条件が満たされているとき、それを累進税と呼ぶのである。

累進税の場合、課税後所得  $\{y_i - T(y_i)\}$  の所得に対する弾力性はかならず 1 より小さくなる。これは (15) 式より自明である。したがって課税後所得のローレンツ曲線はかならず課税前所得のそれより上方（または内側）に位置している<sup>14)</sup>。すなわち分配の公正という観点に立つとき累進税はきわめて望ましい機能を備えているといえる。

なお累進税の場合、平均税率が同じであれば限界税率の大きい（したがって税の所得弾力性の大きいもの）ほど所得分布を平等化する作用があることも知られている。同様にして、税の所得弾力性が同じであれば平均税率（したがって限界税率）の大きいものほど分配の公正を図る際にあずかって力があることになる。

比例税は文字どうり所得に対して一定比率の税率を課すことになるので、分配の公正という観点から中立である。

逆進税の場合、累進税とは正反対に、平均税率は所得の減少関数となっている。したがって逆進税が所得分布をより不平等なものにする作用をもっていることは容易に理解できよう。

負の所得税の場合には基礎給付金制度を兼ね備えているので、これと基礎控除制度との相違を再分配効果という観点からみておく必要がある。基礎給付金制度のもとにおいては所得のいかんを問わず一律に給付金が支給される。他方、基礎控除制度は控除額を上回る所得を得ないと十分に活用されない。すなわち課税最低限以下の所得階層は基礎控除制度が適用されても単に租税を納めないというだけで給付を一銭たりとも手にしえないのである。したがって制度

14) この主張は高山 [12] (第2節) が提起したものより一般化した形で再構成してある。一般化に際して豊田 [16], カクワニ [7] を参考にした。すなわちこの主張は次の命題の一応用例となっている。関数  $g(y_i)$ ,  $h(y_i)$  の所得弾力性をそれぞれ  $\eta_g$ ,  $\eta_h$  と表わそう。ただし関数  $g$ ,  $h$  は所得の連続関数で第一次微分が存在し非負の領域で定義されていると仮定する。このときすべての所得について  $\eta_g$  が  $\eta_h$  より小さ（大き）ければ、関数  $g$  のローレンツ曲線  $\phi(g)$  は関数  $h$  のローレンツ曲線  $\phi(h)$  の上（下）方に位置している。この命題は  $d^2\phi(g)/d\phi^2(h)$  の符号を調べる形で証明できる。なお  $\eta_g \geq \eta_h$  は十分条件であって必要条件ではない。

適用後の可処分所得は課税最低限以下の所得階層の場合からはず基礎給付金制度による方が基礎控除制度によるより大きくなる。つまり課税後所得の平均額が両制度によって異なるとすれば所得税適用後の所得分布は、負の所得税適用後の所得分布に逆進的移転を有限回繰り返すことによって得られることになる。すなわち負の所得税の方が単なる（個人）所得税よりも課税後所得のローレンツ曲線を上方にシフトさせる機能をもっていることになる。この意味において（分配の公正化を図るために）負の所得税は単なる所得税より優れた制度である。

要するに分配の公正を実現するためにもやはり富者の負担によって最低所得を保障するというのが望ましい。したがって生活保護法や親族扶養に対しては3.1節末尾で述べた批判がこの点においても同様にあてはまるので、ここではそれを省略したい。

## 5 残された問題

以上の分析によって得られた主要な結論を列挙してみよう。

- (イ) 生活保護法のもとでは低賃金労働者の労働意欲が消失してしまう。ただし彼等の効用水準は上昇する。
- (ロ) 負の所得税は低賃金労働者の労働意欲をかきたて、同時に彼等の効用水準を生活保護制度よりも高める作用をもっている。
- (ハ) 賃金補助政策によって労働供給が増大するとはかならずしもない。ただし労働者の効用水準はかならず上昇する。もっとも負の所得税の一部である基礎給付金制度と比較すると、後者の方が労働者の効用をより高める機能を備えている。
- (ニ) 最低所得の保障を高額所得階層の費用負担で行うとき国民所得水準は増大する。その結果、高額所得階層に帰着する負担分は当初の拠出分よりかならず減少する。帰着分がゼロになることもありうる。
- (ホ) 累進税率を採用している租税によって最低所得の保障財源を調達すれば所得分布は平等化する。

(ヘ) 逆進税（各種の物品税、人頭税）は所得分布をより不平等なものにしてしまう。なお親族扶養義務の優先は貧者に私的な高負担を課すことを意味している。

(ト) 基礎給付金制度の方が基礎控除制度より所得再分配効果が大きい。

結論(ロ)(ニ)(ホ)(ト)から明らかのように、負の所得税は最低所得の保障制度として次の2点において最も優れたものであるといえる。すなわち資源配分上の効率を高め、同時に分配の公正を図る作用をもつという点がそれである。

しかし負の所得税が問題をなにひとつかかえていないというわけでは決してない。まずインフレーションとの関連で次のような主張がすでになされている。低所得階層の場合、その所得の多くの部分を必需品の購入にあてなければならぬ。必需品のうち代替の可能性が少ないものの価格上昇率は相対的に高い。したがって最低所得を保障しようとしてもそれが需要の価格弾力性の低い、あるいは生産能力の投資弾力性の低い財貨サービスの購入にあてられるならば、それらの財貨サービスの価格は上昇してしまう。そうすると所得保障額を引き上げなければならなくなるが、たとえその引き上げがなされたとしても財貨・サービスの価格をより一層上昇せしめるにすぎない。このような意味でスパイラルな物価上昇の危険が所得保障制度にはついてまわるのである（宇沢[17] 参照）。

最低所得の保障という考えはもともと国民の基本的な権利にかかわる財貨・サービスを所得のトランスファーを通じて保障しようというものであった。それが上述のように物価上昇の危険をはらむというのであれば、むしろ現物給付という方法の是非を検討しなければならなくなる。とくに需要の価格弾力性および供給能力の投資弾力性の二つがともに低いような財貨・サービスについて現物給付方式を導入した方が賢明なのかも知れない。いずれにしても現金給付か現物給付かという選択問題を避けてとうれなくなる。この問題についてはとりあえずトービン[14] が参考になる。しかしその詳しい分析は他の機会に譲ることにしたい。

## 参考文献

- 1) A. B. Atkinson, "On the Measurement of Inequality", *Journal of Economic Theory*, 2 (1970).
- 2) A. S. Blinder, "Distribution Effects and the Aggregate Consumption Function", *Journal of Political Economy*, 83 (1975).
- 3) P. Dasgupta, A. K. Sen and D. Starrett, "Notes on the Measurement of Inequality", *Journal of Economic Theory*, 6 (1973).
- 4) P. A. Diamond, "Negative Taxes and the Poverty Problem—A Review Article", *National Tax Journal*, (1968).
- 5) 今井・宇沢・小宮・根岸・村上『価格理論II』, 岩波, 1971.
- 6) H. G. Johnson, "A Note on the Effect of Income Redistribution on Aggregate Consumption with Interdependent Consumer Preferences", *Economica*, 18 (1951).
- 7) N. C. Kakwani, "Applications of Lorenz Curves in Economic Analysis", *Econometrica*, 45 (1977).
- 8) I. M. D. Little, "Direct versus Indirect Taxes", *Economic Journal*, 56 (1951).
- 9) M. Rothschild and J. E. Stiglitz, "Some Further Results on the Measurement of Inequality", *Journal of Economic Theory*, 6 (1973).
- 10) 高山憲之「所得保障の経済学的分析」, 『季刊社会保障研究』, 11 (1976).
- 11) ——「所得・金融資産分布の不平等とその要因」, 『経済研究』, 27 (1976).
- 12) ——「いわゆるインフレ調整減税の所得再分配効果」, 『季刊理論経済』, 27 (1976).
- 13) J. Tobin, "Improving the Economic Status of Negro", *Daedalus*, 94 (1967).
- 14) ——, "On Limiting the Domain of Inequality", *Journal of law and Economics*, 13 (1970).
- 15) ——, J. A. Pechman and P. M. Mieszkowski, "Is a Negative Income Tax Practical?", *Yale Law Journal*, 77 (1967).
- 16) 豊田敬「所得分布の不平等度—不平等度の比較と尺度—」, 『国民経済』 134 (1975).
- 17) 宇沢弘文「公共経済学に関するノート, (4)」, 『季刊現代経済』 (1974).

